



金 沢 市 公 報

号外第17号

令和元年(2019年)10月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	○住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたことについて
●告 示		
○町の名称の変更について (市民協働推進課)	1	(") 1

告 示

●金沢市告示第176号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により町の名称を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、令和元年11月1日から効力を有するものとします。

令和元年10月31日

金沢市長 山 野 之 義

変更後の町	左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域	
	町	地 番
金石新町	金石西2丁目	218の2、250、251、252の1、252の2、256～258、259の1、259の2、260の1、260の2、261の1、261の2、262～264、265の1、266、268、270、273、274、287、293～300、389、392、393、396～398、400、415の1、415の2、416の1、416の2、417の1、417の2、418の1、418の2、419の1、419の2、420の1、420の2、421、422の1、422の2、424、426、427、429～431、432の1～432の3、437の1、437の2、440、442の2、445、447の1、447の3、448、456、471、481、483、484、622の2、622の4、626、628、629、631、633、637、638、639、641～646、649～652、653の1、653の2、654、793の2、812、815
金石今町	金石西2丁目	166～168、170、172、173、175～177、180～184、187～189、195～197、204、214、218の3、219、221～236、238～240、265の2、635、636、637の1、657、659の1、659の2、660～665、666の1、666の2、667～670、673、674、679、680、682、683、685～690、693、696、764～770、774～777、777の1、778の1～778の4、779、780、784～788、793の1、794の2、794の4、795の1～795の3、798、799の1、800、801の2
金石海禅寺町	金石西1丁目	439、444～451、451の2、452～454、456～458、461、462、464～466、467の1、467の2、469～474、476の1、476の2、477、478、481、482、725、727、728、732、738～741、742の1、742の2、743、745～750、752の1、752の2、754～759、891の3、915、916、919、920、922～924、926～931、952
	金石西2丁目	2の1、2の6、2の8～2の12、2の14、4、5の1、5の2、6～8、9の1、9の2、10、11、12の1、12の2、13～15、25、33、42～44、46、49、50、53の1、54、55、57、58の1～58の4、63の1、63の2、64の1～64の3、65、66の1、66の2、97、98、100、106～109、119～121、124～128、807

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

●金沢市告示第177号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第2項の規定により住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年10月31日

金沢市長 山 野 之 義

1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域	
	町	地 番
金石新町	金石西2丁目	218の2、250、251、252の1、252の2、256～258、259の1、259の2、260の1、260の2、261の1、261の2、262～264、265の1、266、268、270、273、274、287、293～300、389、392、393、396～398、400、415の1、415の2、416の1、416の2、417の1、417の2、418の1、418の2、419の1、419の2、420の1、420の2、421、422の1、422の2、424、426、427、429～431、432の1～432の3、437の1、437の2、440、442の2、445、447の1、447の3、448、456、471、481、483、484、622の2、622の4、626、628、629、631、633、637、638、639、641～646、649～652、653の1、653の2、654、793の2、812、815
金石今町	金石西2丁目	166～168、170、172、173、175～177、180～184、187～189、195～197、204、214、218の3、219、221～236、238～240、265の2、635、636、637の1、657、659の1、659の2、660～665、666の1、666の2、667～670、673、674、679、680、682、683、685～690、693、696、764～770、774～777、777の1、778の1～778の4、779、780、784～788、793の1、794の2、794の4、795の1～795の3、798、799の1、800、801の2
金石海禅寺町	金石西1丁目	439、444～451、451の2、452～454、456～458、461、462、464～466、467の1、467の2、469～474、476の1、476の2、477、478、481、482、725、727、728、732、738～741、742の1、742の2、743、745～750、752の1、752の2、754～759、891の3、915、916、919、920、922～924、926～931、952
	金石西2丁目	2の1、2の6、2の8～2の12、2の14、4、5の1、5の2、6～8、9の1、9の2、10、11、12の1、12の2、13～15、25、33、42～44、46、49、50、53の1、54、55、57、58の1～58の4、63の1、63の2、64の1～64の3、65、66の1、66の2、97、98、100、106～109、119～121、124～128、807

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

2 住居表示を実施すべき期日

令和元年11月1日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別冊「旧町名復活事業（金石新町、金石今町、金石海禅寺町）旧新・新旧住居表示対照表」（登載省略）のとおり

令和元年(2019年)10月31日 印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)10月31日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地